

総務厚生常任委員会会議録

【開会】	4	
【議案第 9号】	平成29年度矢板市一般会計補正予算（第6号）	4
【議案第10号】	平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	10
【議案第14号】	矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	11
【議案第15号】	矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について	12
【議案第16号】	矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	13
【議案第17号】	矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について	13
【議案第18号】	矢板市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について	14
【議案第23号】	矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	14
【議案第24号】	矢板市国民健康保険条例の一部改正について	14
【議案第19号】	矢板市国民健康保険税条例の一部改正について	16
【議案第21号】	矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	19
【議案第22号】	矢板市遺児手当支給条例の一部改正について	19
【議案第25号】	矢板市介護保険条例の一部改正について	20
【議案第26号】	矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	21
【議案第27号】	矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	21
【議案第28号】	矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	21
【議案第33号】	矢板市消防団条例の一部改正について	22
【議案第35号】	財産の減額貸付について	23
【委員長報告】		24
【閉会】		24

1 日 時

平成30年3月6日(火) 午後0時58分(開会)～午後3時55分(閉会)

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(8名)

委員長 佐貫 薫 副委員長 関 由紀夫
委 員 藤田 欽哉、和田 安司、中村 久信、
石井 侑男、中村 有子、渡邊 孝一

4 欠席委員 なし

5 説明員(25名)

(1) 総合政策部(1人)

①総合政策部長 横塚順一

(2) 総合政策課(3人)

①総合政策課長 室井隆朗 ②電算統計班長 石川民男
③政策企画担当 星哲也

(3) 秘書広報課(1人)

①秘書広報課長 沼野晋一

(4) 総務課(5人)

①総務課長 三堂地陽一 ②行政担当 佐藤賢一
③人事担当 小野崎賢一 ④財政担当 佐藤裕司
⑤管財担当 谷中清吉

(5) 税務課(3人)

①税務課長 高橋弘一 ②管理収納担当 丸谷久美子
③資産税担当 手塚正之

(6) 社会福祉課(1人)

①社会福祉課長 永井進一

(7) 高齢対策課(2人)

①高齢対策課長 柳田和久 ②介護保険担当 日賀野真

(8) 子ども課(2人)

①子ども課長 石崎五百子 ②泉保育所長 星野朝子

(9) 健康増進課(2人)

①健康増進課長 細川智弘 ②国保医療担当 高久聡子

(10) 暮らし安全環境課(2人)

①暮らし安全環境課長 小瀧新平 ②危機対策班長 柳田豊

(11) 市民課（1人）

①市民課長 薄井初江

(12) 出納室（1人）

①出納室長 鈴木康子

(13) 選挙監査事務局（1人）

①選挙監査事務局長 森田昭一

6 担当書記 高瀬 稔子、水沼 宏朗

7 付議事件

【議案第 9号】 平成29年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

【議案第10号】 平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【議案第14号】 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【議案第15号】 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について

【議案第16号】 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【議案第17号】 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について

【議案第18号】 矢板市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

【議案第19号】 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

【議案第21号】 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第22号】 矢板市遺児手当支給条例の一部改正について

【議案第23号】 矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

【議案第24号】 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

【議案第25号】 矢板市介護保険条例の一部改正について

【議案第26号】 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第27号】 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第28号】 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第33号】 矢板市消防団条例の一部改正について

【議案第35号】 財産の減額貸付について

8 会議の経過及び結果

【開会】

- 委員長（佐貫薫） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

（0時58分）

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は

【議案第 9号】 平成29年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

【議案第10号】 平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【議案第14号】 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【議案第15号】 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について

【議案第16号】 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【議案第17号】 矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について

【議案第18号】 矢板市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

【議案第19号】 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

【議案第21号】 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第22号】 矢板市遺児手当支給条例の一部改正について

【議案第23号】 矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

【議案第24号】 矢板市国民健康保険条例の一部改正について

【議案第25号】 矢板市介護保険条例の一部改正について

【議案第26号】 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第27号】 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第28号】 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第33号】 矢板市消防団条例の一部改正について

【議案第35号】 財産の減額貸付について

の18件である。

【議案第9号】

- 委員長 「議案第9号 平成29年度矢板市一般会計補正予算（第6号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

- 総務課長（三堂地陽一）

（「平成29年度矢板市補正予算書」1ページから7ページを朗読。詳細について「平成29

年度予算に関する説明書」4ページから21ページにより説明。）

議案第9号 平成29年度矢板市一般会計補正予算（第6号）については、歳入歳出からそれぞれ3億870万円を減額し、予算総額を134億2,620万円に補正しようとするもの。

今回の補正の主なものは、年度末であり事業の確定による事業の執行残と過不足の調整である。

第2表 繰越明許費

来年度に使うものであり、介護保険施設等整備補助事業、農業総務事務、道路新設改良事業(安沢地区)、片岡地区市街地整備事業。

第3表 地方債補正

1 地方債の変更

保育所整備事業、県営土地改良事業、道路整備事業について、それぞれ減額補正をするもの。

2 地方債の廃止

団体営基盤整備促進事業、道の駅管理事業を廃止するもの。

歳入の主なもの

1款1項1目、個人市民税現年課税分は、3,100万円の増。給与所得の増による。

1款1項2目、法人市民税現年課税分は、2,900万円の増。業績回復による。

1款3項1目、軽自動車税は、150万円の増。買い替えによる税額の増。

1款4項1目、市たばこ税は、710万円の減。たばこ離れが進んでいることによる。

1款6項1目、都市計画税は、220万円の減。新築家屋は増加しているが、大型家屋の減少により減。

12款1項1目、土木費分担金は、急傾斜地崩壊対策事業負担金で、142万5千円の減で倉掛地区の地権者の同意が得られず87%で事業完了となった。

14款1項1目、民生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金、施設型等給付費負担金は、事業確定による。児童手当負担金及び母子生活支援施設措置費負担金は、件数及び月数の減による。

14款2項2目、民生費国庫補助金は、母子家庭等対策総合支援事業費補助金対象件数の減。認定こども園施設整備交付金で、進捗状況20%ということで減。

14款2項4目、土木費国庫補助金は、道路改良事業費補助金で扇町荒井1号線の事業費交付決定による減。

14款2項6目、教育費国庫補助金は、小学校、中学校の理科教育設備整備費等補助金で事業費精算による増。

15款1項1目、民生費県負担金は、国民健康保険基盤安定負担金事業確定により減額。

施設型給付費負担金、児童手当負担金及び母子生活支援施設措置費負担金は、国庫補助金と連動して増減になっている。

15款2項2目、民生費県補助金は、乳児保育事業費補助金、安心こども特別対策事業費補助金及び認定こども園施設整備交付金は、事業確定により増減。

15款2項4目、農林水産費県補助金の農業委員会費補助金は、農地利用最適化交付金決定による増。団体営土地改良事業費補助金は、乙畑地区菅ノ沢が不採択となったことによる減。畜産環境総合整備事業費補助金も不採択による減。新規就農総合支援事業補助金は、申請者の減少による減。東日本大震災農業生産対策事業費補助金は、整備面積の減少により減。林業費補助金の森林整備地域活動支援推進事業費補助金は、事業精算で作業面積の減少による減。緊急捕獲活動推進事業費補助金は、捕獲数の増加による。

15款3項1目、総務費委託金は、衆議院議員総選挙費委託金の確定による減。

16款2項1目、不動産売払収入は、第二区画整理事業地内の東町の土地の売り払い収入の増。

17款1項1目、教育費寄附金は、図書館に大信文庫があり、大田原信用金庫からの毎年継続的な指定寄附である。

17款1項2目、ふるさと納税寄附金は、好調であり、5,000万円を追加するもの。

18款2項3目、国民健康保険特別会計繰入金は、事業精算による増。

20款4項4目、雑入は、その他の雑入で、ネクスコ等からのスマートIC整備に係る事務手続負担金が増。

21款1項1目、民生債は、保育所整備事業は、やいた認定こども園の事業が完了できなかったことでの減。

21款1項2目、農林水産業債は、高原地区の県営土地改良事業、乙畑地区の団体営基盤整備促進事業が、不採択となったことによる減。道の駅管理事業は、起債ができないということによる減。

21款1項3目、土木債は、道路整備事業で市道2路線、橋りょう7橋の交付決定による減。

歳出の主なもの

2款1項1目、一般管理費は、職員給与費等で早期退職者2名分の退職手当負担金及び行政管理費で個人情報保護及び行政不服審査会を4回開催する経費。

2款1項3目、財政管理費は、委託費の入札に伴う執行残。積立金は、当初で取り崩したものはすべて戻し、そのほかに追加で900万円の超金を、12月に財政調整基金として900万円ほど積んだ。今回、調整のために約850万円削って調整している。

2款1項5目、財産管理費は、庁舎等整備基金の積立金。

2款1項6目、企画費は、積立金として5,000万円を追加。その他ふるさと納税事業の経費の増。

2款1項8目、交通安全対策費は、交通安全施設整備事業で、カーブミラーの修繕、新設に伴うもの。

2款1項9目、諸費は、地域安全活動推進事業で、防犯灯を9地区25基新設するもの。

2款4項3目、衆議院議員総選挙費は、事業確定により職員時間外手当の減。

3款1項1目、社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計繰出金で、事業費確定によるもの。

3款1項2目、老人福祉費は、高齢者在宅生活支援サービス総合推進事業で高齢者プラン策定委託の入札請負残によるもの及び老人保護措置事業で、不用額の減額。

3款2項1目、児童福祉総務費は、児童福祉対策事業で事業確定に伴う、国、県の補助金の返還によるもの。

3款2項2目、児童措置費は、民間保育所運営補助事業で、1歳児対応保育士の増員を見込んでいたが増員がなかったため、補助金及び交付金を減額。施設型等給付費の扶助費は、認定こども園の人事院勧告に伴う職務改善のための給付費が増加したことによる増額。児童手当等給付費は、対象人数の減による減額。

3款2項3目、母子福祉費は、母子福祉事業で対象人数の減による減額。

3款2項4目、児童福祉施設費は、やいた認定こども園の事業が完了しなかったことによる減額。

4款1項3目、環境衛生費は、塩谷広域環境衛生施設の負担金確定による減額。

6款1項3目、農業振興費は、いちご、しゅんぎく、トマト、うど、ねぎの園芸5品目の設備機械導入補助であったが、申請者が少なかったことによる減額。安全安心米づくり補助事業は、大豆、そばのかり肥料の施用面積が少なかったことによる減額。

6款1項4目、畜産業費は、畜産環境総合整備事業の国庫補助が、不採択となったことによる減額。

6款1項6目、農地費は、高原地区の県営土地改良事業の国庫補助内示額の減額による。土地改良管理事業で塩田ダムの管理事業の割り当てが少なくなったことによる負担金の減額。団体営基盤整備促進事業は、補助事業の不採択によるもの。

6款1項9目、地域農政管理費は、農業経営基盤強化促進事業で、農業次世代人材投資事業で申請者が少なかったことによる減額。

6款1項11目、地籍調査費は、委託料の請負残に伴う減額。

6款2項2目、林業振興費は、有害獣駆除事業で成獣幼獣ともに捕獲頭数が増加したことに伴う報償費の増額。森林整備地域活動支援推進事業は、活動団体の作業実施面積が減ったことによる減額。

7款1項2目、商工振興費は、工業振興費で、企業誘致推進事業用地取得奨励費で工業用水確保対策事業費補助が確定したことに伴う増額。

7款1項3目 観光費は、地域おこし協力隊の社会保険料の不足による増額。

8款2項2目、道路維持管理費は、急傾斜地崩壊対策事業は、倉掛地区事業が途中であるが、完了に伴い負担金の減額。

8款2項3目、道路新設改良費は、交付金事業の執行残の減額及び安沢地区の木幡安沢8号線及び安沢越畑14号線の残額の減額。

8款2項4目、橋りょう維持費は、工期決定による減額。

8款4項5目、土地区画整理事業費は、木幡土地区画整理事業で、保留地販売不振のため繰出金を増額。

9款1項3目、消防施設費は、消防施設等整備事業で執行残の減額。

10款1項2目、事務局費は、矢板市立学校教職員配置事業で、職員36人の日数の減少により減額。

10款2項1目、学校管理費は、小学校一般管理費で、エネットを使っており光熱水費の減額。

10款2項2目、教育振興費は、小学校教育振興事業で、消耗品の節約による。借上料は、借上バスではなく、市バスを多く利用することができたことによる減額。扶助費は、準要保護の対象人数が減少したことによる減額。

10款3項1目、学校管理費は、中学校一般管理費で、エネットを使っており節約儉約からの光熱水費の減額。

10款3項2目、教育振興費は、中学校教育振興事業で、借上料は、借上バスではなく、市バスを多く利用することができたことによる減額。扶助費は、準要保護の対象人数が減少したことによる減額。

10款4項3目、図書館費は、図書館管理事業の備品購入費で、大信文庫の指定寄附に伴う書籍購入費。

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 2点。1点は、不採択の事業が2件あったが、どういう理由で不採択になったのか。もう1つは、都市計画税の説明で、前年度との比較の話があったが、説明が違うのではないか。固定資産税の減額が大型物件ということではなく、異なるのではないかと思われるので、もう一度説明をお願いします。

○税務課長（高橋弘一） 平成29年度当初予算の算出の時に、伸び率で都市計画税を算出していた。その時に先ほど話のあった大型物件のルートインとJRの伸び率を加味せず計上してしまい、過大となっていたため、今回減額となっている。

○総務課長 2件の不採択の理由であるが、農林サイドの事業は、つきにくいということで聞いている。確認する。

○委員長 暫時休憩する。 (13:40)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (13:41)

○委員長 今の件は、後から説明願う。

○和田委員 予算に関する説明書17頁。9款1項3目の消防施設等整備事業で備品の説明があったが、備品購入は消防車両であったかと思うが、市債についてはどうか。

○総務課長 市債は、していた。

○和田委員 起債の減額はなかったのかという確認である。一般的に支出の減額があれば、収入も減額がある。支出は減ったが、収入は減らさないのは、市債の中でやりくりしているということか。

- 危機対策班長 備品と一緒に消防器具小屋の起債もしている。その器具置場の方がつかめなかったなので減額していない。
- 危機対策班長 確定次第、専決でやらせていただく。
- 渡邊委員 17頁。道路新設改良事業安沢地区のものは、広域行政組合の地元還元事業だと思うが、進捗状況、それとなにかうまくいっていなかったのか、問題があったのか。
- 総務課長 ご指摘のとおり還元施設に係わる事業である。安沢越畑14号線の次期環境施設に入る取り付け道路で拡幅する道路であったが、用地取得に当たり、日数がかかってしまい、工期が取れなかったという事情があった。
- 中村久信委員 市債のところで、農林水産業債の道の駅管理事業は、起債ができないとのことであったが、状況が変わったということか、説明願う。
- 総務課長 道の駅は収益施設であるということから、起債性が認められないということで取りやめになった。
- 渡邊委員 15頁。塩田ダム管理事業が、減額になったのは、従来どおりの管理ができた上での減額か。
- 総務課長 塩田ダム管理事業が、適正終了したことによる。
- 委員長 暫時休憩する。 (13:52)
- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (14:00)
- 総務課長 先ほどの畜産環境総合整備事業と団体営土地改良事業の国庫補助が不採択の理由は何かということに対してであるが、2つともつきづらいということがある。まず、畜産環境総合整備事業補助の仕組みは、1年目で牧草地の整備をするための設計等の委託の補助、2年目が、実際に設計を受けて造成工事をするための補助である。1年目の設計をするための補助を計上したが、継続して2年目の工事になる団体から先に補助をつけるということで、1年目のものは、つきづらいということである。もう1つの団体営土地改良事業は、申請件数が多いため、継続事業を優先的に補助をつけるということから、今回の予算は、新規であったので不採択になったということである。
- 委員長 よろしいか。ほかに質疑はないか。
(質疑なし)
- 委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。
(討論なし)
- 委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。
(異議なし)
- 委員長 異議なしと認める。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決された。

【議案第10号】

○委員長 「議案第10号 平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長(細川智弘)

(「平成29年度矢板市補正予算書」9ページを朗読。「平成29年度矢板市補正予算書」24ページから25ページを朗読。詳細について「平成29年度予算に関する説明書」26ページから31ページにより説明。)

議案第10号 平成29年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出からそれぞれ2,198万6千円を減額し、予算総額を45億4,619万円に補正しようとするもの。

今回の主な補正は、保険税の一般分退職分の調整。平成28年度分一般会計からの繰入金
の精算、本年度の高額医療費共同事業支出金の確定などによるもの。

歳入

1款1項1目 一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分及び後期高齢者支援金は、低所得者の国保税軽減世帯が当初見込みより減少したため増額。介護納付金は、対象者の介護2号被保険者40～64歳までの方が、当初より減少したため減額。

1款1項2目 退職被保険者等国民健康保険税は、今年度の退職被保険者に該当する方が当初より減少したため減額。

4款国庫支出金 1項2目 高額医療費共同事業負担金 及び 1項3目 特定健康診査等負担金 は、平成29年度確定による減額。

5款1項1目 療養給付費等交付金は、企業の保険組合や協会けんぽの方が退職して国保に加入して退職者医療者制度に該当した方の医療費等が社会保険診療報酬支払基金で決定され交付されるもので、今年度の交付額が当初見込みより減少したため減額。

7款県支出金 1項1目 高額医療費共同事業負担金 1項2目 特定健康診査等負担金は、平成29年度確定による減額。

8款1項1目 共同事業交付金 高額医療費共同事業負担金は、平成29年度の交付額が平成28年度の調整により減額となる見込み。

11款1項1目 一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、低所得者等の保険税軽減分と保険者支援分の繰入金の確定。事務費繰入金は、特定健康診査等事業費の基準額の確定による減額。

歳出

1款1項1目 一般管理費は、平成28年度の一般会計繰入金を精算し、一般会計に戻すため増額。

7款1項1目 高額医療費共同事業医療費拠出金 及び 2目 保険財政共同安定化事業拠出金 は、今年度の負担金の確定により減額。

9款1項1目 財政調整基金積立金は、今年度の国保事業において、平成28年度の精算や今年度の負担金見込みを勘案して剰余金が出る見込みのため、積み立てるもの。

10款1項3目 償還金は、平成28年度の特定健康診査等負担金の超過交付による返還に不足が生じるため増額。

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決された。

【議案第14号】

○委員長 「議案第14号 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長 (柳田和久)

(「提出議案説明書」9ページを朗読。制定の経緯を説明後、「議案書」4ページから23ページについて内容説明)

居宅介護支援事業の指定等について、県から市に移譲されるため、新たに条例を制定するもの。既存の県の条例に準じており、今までの基準と同様の内容。

第1章 条例の趣旨と基本方針を規定。

第2章 人員に関する基準で、事業所員数及び管理者の資格についての規定。

第3章 運営に関する基準で、指定居宅介護支援等の取り扱い方針について定めている。

第5条は、内容及び手続の説明及び同意についてで、利用申込者及び家族に説明することと、データの記録について規定。第6条から第12条に関しては、利用者に対する各種の援助についてや利用料の受領について。第13条、第14条では、指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針を詳細に規定。第15条からは、事業所の管理運営の内容で、勤務体系や管理者の責務、設備及び備品等及び市町村への報告等を規定。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準は、準用規定が設けられている。

附則は、施行期日の規定であり、平成30年4月1日からの施行。

○委員長 これより議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○和田委員 県条例に従っていたものが市条例にかわるという説明だったと思うが、市の担当

業務の変化は。

○委員長 暫時休憩する。 (14:18)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (14:19)

○高齢対策課長 今まで県でやっていたことが市に下りてくるので、増えることは増える。

○委員長 和田委員は、大丈夫かという心配をしている。

○高齢対策課長 大丈夫である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決された。

【議案第15号】

○委員長 「議案第15号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」9ページを朗読。「議案書」24ページを朗読。議案書25ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

平成29年人事院勧告により、国の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部改正に伴い、本市職員についても国に準じた改正を行うもの。

給与制度の総合的見直しとして平成26年の人事院勧告で、平成27年4月から行われた55歳以上6級以上のものの給料等を、1.5%減額措置をしている。これが、今年度末、3月31日で満了することが附則に規定されている。今回見直しは、満了になることで附則を削るもの。

施行期日は、平成30年4月1日からの予定。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定

することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決された。

【議案第16号】

○委員長 「議案第16号 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」9ページを朗読。「議案書」26ページを朗読。議案書27ページ及び28ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をするもの。

市職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律に従って規定されている。今回の改正は、非常勤職員の育児休業期間を1歳6か月までであったものを、事情によって2歳までとするもの。保育所に申請をしても待機児童となり、入れないといった事情の場合である。

施行期日は、平成30年4月1日からの予定。

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決された。

【議案第17号】

○委員長 「議案第17号 矢板市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「提出議案説明書」9ページ及び10ページを朗読。「議案書」29ページを朗読。議案書30ページから32ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

平成29年人事院勧告により、国の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部改正に伴い、本市職員についても国に準じた改正を行うもの。

議案第15号と同様、附則に規定されている1.5%減額措置が、3月31日で満了する

ことを削るものである。

施行期日は、平成30年4月1日からの予定。

附則第2条は、平成30年度4月1日現在37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において昇給を抑制されたまたはそれと同等の措置を取られた職員については、本来昇給する号給に1号加えるものである。

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 31ページ第2条の説明で、平成27年1月1日において昇給を抑制された職員の説明があったが、抑制されたものとされなかったものがいたということか。

○総務課長 矢板市の場合、平成30年度4月1日現在37歳に満たない職員、全職員が抑制を受けている。

○中村久信委員 改正が、「抑制された職員は」という事なのでされていない職員もいるのかと。

○総務課長 抑制されていない職員は、矢板市ではない。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決された。

【議案第18号】

【議案第23号】

【議案第24号】

○委員長 「議案第18号 矢板市国民健康保険財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」、「議案第23号 矢板市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」及び「議案第24号 矢板市国民健康保険条例の一部改正について」を一括して議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長 条例の一部改正の説明にあたり、資料を配付したいがよろしいか。

○委員長 願います。(書記が資料(新旧対照表)を次の議案第19号のものと一緒に配付。)

○健康増進課長

(「提出議案説明書」10ページを朗読。)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の整備を行うもの。

<議案第18号>

(「議案書」33ページ、を朗読。議案書34ページについて、条文の朗読に代えて改正内容を新旧対照表により説明。)

基金の処分に関する規定の改正。今まで本市が医療保険者として、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金と介護給付費・地域支援事業支援納付金を納付していた。制度改正により、県の財政運営の中でこれを納付することになるため、本市が直接納付することがなくなり、国民健康保険事業費納付金の不足の場合を規定するもの。

<議案第23号>

(「議案書」46ページ、を朗読。議案書47ページについて、条文の朗読に代えて改正内容を新旧対照表により説明。)

後期高齢者医療の住所地特例という制度で矢板市の被保険者が他の県の病院や施設等に住所地を移動した場合も本県の被保険者として扱い、住所異動前の、矢板市が保険料を徴収することになる。ただし、74歳以前に、矢板市の国民健康保険であった者が住所地特例で他の県の病院や施設等に住所を移動している場合は、矢板市の被保険者になっているが、その病院や施設等で75歳になり後期高齢者になった時、病院や施設等の住所地の県の被保険者になって、矢板市とは関係なく引き継がれていなかった。高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2が新設されたことで、国民健康保険の時住所地特例で他の県に居た後、後期高齢者医療に変わっても、国保の住所地特例を引き継ぎ、矢板市が保険料を徴収することになった。

第2号、第3号、第4号は、病院等から病院等の医師による住所地特例変更の制度に準じて、国保のものを引き継ぐことにしたもの。

附則第2条は、平成20年度に係る規定のため、削除。

<議案第24号>

(「議案書」48ページ、を朗読。議案書49ページ及び50ページについて、条文の朗読に代えて改正内容を新旧対照表により説明。)

目次の追加。

平成30年度に栃木県国民健康保険になるため、市の事務の位置づけを定めたもの。また、県で国民健康保険運営協議会が設置されたことから、矢板市の国民健康保険運営協議会の定数を定め、文言を整理するもの。

○委員長 これより議案第18号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○和田委員 確認であるが、「第3章 削除」とあるが、改定をした後も第3章は残すということで、章を繰り上げるのではないのか。その目的を含めて説明願いたい。

○委員長 暫時休憩する。

(14:48)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (14:51)

○健康増進課長 第3章の条文がもともとなかった。繰り上げを行わず、「第3章 削除」とする。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第18号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決された。次に議案第23号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第23号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決された。次に議案第24号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第24号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決された。

【議案第19号】

○委員長 「議案第19号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「提出議案説明書」10ページを朗読。「議案書」35ページを朗読。議案書36ページか

ら39ページについて、条文の朗読に代えて改正内容を新旧対照表により説明。）

国民健康保険制度の見直しにより、本市で賦課徴収する国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として県に納めることになる。県が示した標準保険料率を参考に、納付金を賄う国民健康保険税の税率等を定めるもの。

第2条は、課税額の改正。第1号は基礎課税額、第2号は後期高齢者支援金等課税額、第3号は介護納付金課税被保険者につき算定した介護納付金課税額となっており、県へ納付する国民健康保険事業費納付金の特別会計における医療費後期高齢者支援金、介護納付金にあてるための税額等を規定するもの。第2項は、基礎課税額の課税限度額を、51万円から54万円にするもの。第3項は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を16万円から19万円にするもの。第4項は、介護納付金課税額の限度額を14万円から16万円にするもの。また、それぞれ資産割額を削除した。

第3条は、基礎課税額の所得割額を6.3%にするもの。

第4条は、基礎課税額の資産割額を削除するもの。

第5条は、基礎課税額の均等割額を一人25,800円から24,900円にするもの。

第5条の2は、基礎課税額の均等割額を一世帯18,200円とし、特定世帯(国保被保険者であった方が、後期高齢者医療に移行したことにより、同一世帯にほかの国保被保険者が一人になった世帯)は5年間半額の軽減になり9,100円、特定継続世帯(先ほどの特定世帯が5年間を超えて継続している場合は、その後3年間、4分の1軽減されて13,650円になるもの。

第6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を2.4%にするもの。

第7条は、後期高齢者支援金等課税額の資産割額を削除するもの。

第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を9,700円にするもの。

第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の平等割額を一世帯7,100円、特定世帯を3,550円、特定継続世帯を5,325円にするもの。

第8条は、介護納付金課税被保険者の所得割額を2%にするもの。

第9条は、介護納付金課税被保険者の資産割額を削除するもの。

第9条の2は、介護納付金課税被保険者の均等割額を10,300円にするもの。

第9条の3は、介護納付金課税被保険者の平等割額を一世帯4,800円にするもの。

第21条は、国保税額の減額規定。基礎税額が各限度額を超える場合は、その額とするもの。第1号は、世帯の合算した所得が、33万円を超えない世帯の場合、国保税の均等割、平等割を7割減額するもの。第2号は、世帯の合算した所得が、33万円に被保険者一人につき27万円を加算した金額を越えない世帯の場合、均等割、平等割を5割軽減するもの。第3号は、世帯の合算した所得が、33万円に被保険者一人につき49万円を加算した金額を超えない世帯の場合、国保税の均等割、平等割を2割減額するもの。

施行期日は、平成30年4月1日からの予定。

○委員長 これより議案第19号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 県に事業が移るにあたって、矢板市は、4本立てから3本立てになる。資産割がなくなり、これまでと比較してどういうふうになるのか。上がる人、下がる人がいると思う。上限額が上がり、上限を超えていた人は上がるだろうが、税額がどう変化するのか。

○税務課長 税の影響ということで説明する。所得の状況が確定していないので、きちんとした数字はでないが、今年と同じ状況だった場合とすると、加入世帯5,700世帯あり、減少するのが約7割、3,900世帯で、増加するのが3割、1,800世帯である。今回、資産割を廃止するというので、かなり大幅な改正である。一番、影響が出るのが、所得割が現行より0.5%増加するため、資産割がなかった世帯については、増額となってくる。均等割も増額になるので、加入人数の多い世帯は増加になる。限度額についても8万円高くなるため、限度額に達していて改正後も限度額ということになると8万円増額になる。大人2人、子ども2人の4人世帯で所得が300万円で資産がない場合、約3万円増えることになる。

○中村久信委員 全体的な状況は、理解した。少なくなる人は、何も言わないと思うが、高くなる人には、どういうふうに対応するのか。

○税務課長 市民への周知ということで、4月に加入世帯に通知をする。5月に広報やいたでの周知。7月に納税通知書が発送になるのでその中にも、ということで3回にわたり、周知していきたい。

○中村久信委員 それは、いつものやり方だと思うが、それで足りるとは思わない。7月に納税通知書が届いて、びっくりすることになる。今回のように大幅に上がる人には、個別対応はしないのか。納付書を出して、間違っているのではないかというように問い合わせた人だけにということか。

○税務課長 そのように個別で対応したい。今回に限らず、7月にそういったことが多い。覚悟して対応する。

(「市民の立場になって答えるべき」との声あり)

○中村久信委員 これ以上は言わないが、今回は制度の改正に伴う保険料のアップという事なので、通常よりは丁寧な説明が必要だと考える。納付書を受け取ってこれはなんだということになる前に、あらかじめ、一方的な周知の仕方ではなく、相手に理解してもらうような手段が必要である。

○委員長 ただ今、中村委員からご指摘があったことを委員長としてもお願いする。ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第19号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決された。

【議案第21号】

○委員長 「議案第21号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長(石崎五百子)

(「提出議案説明書」10ページを朗読。「議案書」42ページを朗読。議案書43ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正を受け、基準府令となっている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするもの。

また、認定こども園の定義に関する基準に項ずれが発生した部分の改正。

○委員長 これより議案第21号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第21号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決された。

【議案第22号】

○委員長 「矢板市遺児手当支給条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

(「提出議案説明書」11ページを朗読。「議案書」44ページを朗読。議案書45ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

遺児手当の支給要件を拡充することに伴い、所要の整備を行うためである。

遺児手当とは、父母の一方または両方が死亡した児童について、手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的としている。遺児手当は、1人月額3,000円を支給している。現行では、日本国民であって矢板市内に住所を有する父または母で、現に配偶者を要していない方が要件である。改正後は、父母等が外国人であっても、児童が日本国民であって義務教育終了前であれば、支給できることになった。外国人の方と

結婚されている日本人の方が亡くなった時に、支給できなくなってしまうので、子どもが日本人であれば支給できるようにしたもの。さらに、児童については、県内の市町村内に住所を有する場合支給対象になっていたが、該当事例がなく、これを現状に合わせ、父母等と同じく矢板市内に住所を有することに変えた。

○委員長 これより議案第22号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第22号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決された。

【議案第25号】

○委員長 「議案第25号 矢板市介護保険条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「提出議案説明書」11ページを朗読。「議案書」51ページを朗読。議案書52ページ及び53ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。)

介護保険法で規定されている3年ごとの介護保険料の見直しを行うほか、介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

4月に第7期の高齢者プランが始まることに伴い、現在5,200円の介護保険料が6,000円に改正される。これにより、9段階ある保険料を改正するもの。第16条については、介護保険法の改正により市町村の質問検査権が、第2号被保険者と関係者までになったものである。

○委員長 これより議案第25号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第25号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (15時22分)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (15時35分)

【議案第26号】

【議案第27号】

【議案第28号】

○委員長 「議案第26号 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第27号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び「議案第28号 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を一括して議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「提出議案説明書」11ページを朗読。)

介護保険法に基づく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。介護保険のサービスだけでなく、障がい福祉サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の指定を受けやすくするために、共生型の地域密着型サービスの基準が定められたことと、新たな施設として介護医療院が新設されることに伴うもの。

<議案第26号>

(「議案書」54ページ、を朗読。議案書55ページ及び56ページについて、条文の朗読に代えて改正内容を新旧対照表により説明。)

目次を改め、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談事業者を加えるもの。主治医等に対する情報提供についてと、その他条項の繰り上げ繰り下げである。

<議案第27号>

(「議案書」57ページ、を朗読。議案書58ページから70ページについて、条文の朗読に代えて改正内容を新旧対照表により説明。)

共生型地域密着型サービスに関する基準と介護医療院を加えるもの。

<議案第28号>

(「議案書」71ページ、を朗読。議案書72ページ及び73ページについて、条文の朗読に代えて改正内容を新旧対照表により説明。)

介護医療院を加えるもの。

○委員長 これより議案第26号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第26号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決された。

次に議案第27号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第27号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決された。

次に議案第28号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第28号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決された。

【議案第33号】

○委員長 「議案第33号 矢板市消防団条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○くらし安全環境課長（小瀧新平）

（「提出議案説明書」12ページを朗読。「議案書」87ページを朗読。議案書88ページについて、条文の朗読に代えて改正内容説明。）

消防団役員の任期及び消防団員の報酬を見直すことに伴い、所要の整備を行うもの。

消防団役員408名中、役員は、団長、副団長、分団長、副分団長、本部長、部長、班長だ96名が対象であり、役員の負担軽減と、消防団員の活性化を図るため、任期4年から2年とするもの。役職ごとに報酬を規定しているが、一般団員の報酬を400円増額し、地方交付税算定額と同額の36,500円にするもの。

施行期日は、平成30年4月1日からの予定。

○委員長 これより議案第33号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村久信委員 分かれば良いが、さくら市の団員の報酬はいくらか。

○くらし安全環境課長 さくら市の一般消防団員の報酬は、45,000円である。

○委員長 ほかに質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第33号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決された。

【議案第35号】

○委員長 「議案第35号 財産の減額貸付について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○総合政策課長

（「提出議案説明書」13ページを朗読。「議案書」90ページを朗読。）

平成30年3月31日で満了となる旧長井小学校の賃貸借契約を減額貸付することについて、法の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。貸付の相手方である特定非営利活動法人ワーカーズコープの主な事業内容は、放課後デイサービス事業であり、平日の放課後や土曜日、長期休業中に障がい児を預かり支援している。この他に、市の補助事業であるきらきらサロン、きらきらサロン居場所づくり事業、市の委託事業として介護予防事業、自主事業としてマシントレーニング教室等を実施している。さらに、地域との交流事業として、夏まつり等を実施している。

○委員長 これより議案第35号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第35号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件等は、すべて終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉会】

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(15時55分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長